

# 「プラスワン・マーケティング通話料いきなり半額」契約約款

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1条 約款の適用

#### 第2条 約款の変更

#### 第3条 用語の定義

### 第2章 本サービスの種類等

#### 第4条 本サービスの種類等

#### 第4条の2 音声通信サービスの品目等

### 第3章 本サービスの提供区間等

#### 第5条 本サービスの提供区間等

### 第4章 契約

#### 第1節 音声通信サービスに係る契約

#### 第6条 契約の単位

#### 第7条 音声通信サービス契約申込の方法

#### 第8条 音声通信サービス契約申込の承諾

#### 第9条 音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

#### 第10条 音声通信サービス契約者が行う

#### 音声通信サービス契約の解除

#### 第11条 当社が行う音声通信サービス契約の解除

#### 第12条 発信番号通知

#### 第13条 その他の提供条件

### 第5章 利用中止及び利用停止等

#### 第14条 利用中止

#### 第15条 利用停止

#### 第16条 接続休止

### 第6章 通信

#### 第17条 通信利用の制限等

#### 第18条 通信時間等の制限

#### 第19条 協定事業者の制約による制限

#### 第20条 通信時間の測定等

### 第7章 料金等

#### 第1節 料金等に関する費用

#### 第21条 料金等に関する費用

#### 第2節 料金等の支払義務

第 22 条 利用料の支払義務

第 3 節 料金の計算方法等

第 23 条 料金の計算方法等

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 24 条 割増金

第 25 条 延滞利息

第 8 章 保守

第 26 条 修理又は復旧の順位

第 9 章 損害賠償

第 27 条 責任の制限

第 28 条 免責

第 10 章 雑 則

第 29 条 承諾の限界

第 30 条 利用に係る契約者の義務

第 31 条 契約者からの通知

第 32 条 当社からの通知

第 33 条 契約者の氏名等の通知

第 34 条 法令に規定する事項

第 35 条 閲覧

別記

- 1 本サービスの提供区間等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 本サービスにおける禁止事項
- 4 当社の維持責任
- 5 当社が行う自営端末設備の状態確認
- 6 契約者に係る情報の利用
- 7 新聞社等の基準

料金表

通則

第 1 表 料金

第 1 利用料

- 1 音声通信サービス契約に係るもの

別表 1 音声通信サービスが可能な当社又は協定事業者の

電気通信サービス等

附 則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 プラスワン・マーケティング株式会社（以下、「当社」といいます。）は、協定事業者（後記第3条第10号に定義します。）が提供するプラスワン・マーケティング通話料いきなり半額（後記第3条第4号において「本サービス」と定義し、以下同様とします。）の利用に関し、当社所定の申し込み手続きを完了し利用契約（後記第3条第6号に定義し、以下同様とします。）が成立した対象会員（後記第3条第8号に定義します。）に対し、以下のとおり「プラスワン・マーケティング通話料いきなり半額契約約款」（以下、「約款」といいます。）を定めます。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電話サービス網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 本サービス	電話サービス網を使用して行う電気通信サービス
5 本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
7 本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している者
8 対象会員	当社の定めるfreetel会員規約に同意のうえ、当社との間でfreetel会員登録を締結している個人・法人をいいます。
9 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じ

	とします。) との間の相互接続協定 (当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。) に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
10 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
11 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
12 技術基準等	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 及び端末設備等の接続の技術的条件
13 消費税相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 本サービスの種類等

(本サービスの種類)

第 4 条 本サービスには、次の種類があります。

### 音声通信サービス

契約者が指定する携帯電話設備又は NTT 東日本/西日本の固定電話回線 (IP 電話等を除く) の電話番号を、あらかじめ当社電気通信設備に登録 (以下、「登録電話番号」といいます。) し、その登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等 (当社が別に定めるものに限ります。) の電話番号に当社が付与した番号 (0032-6035 とします。) を前置して行う通信を、当社の装置に一旦着信させた後に接続する機能であつて、当社が定める料金額を契約者に課金するサービス。

(音声通信サービスの品目等)

第 4 条の 2 音声通信サービスには、料金表に規定する料金品目があります。

### 第 3 章 本サービスの提供区間等 (本サービスの提供区間等)

第 5 条 当社の本サービスは、別記 1 に定める提供区間等において提供します。

## 第 4 章 契約

## 第1節 音声通信サービスに係る契約

### (契約の単位)

第6条 当社は、1の音声通信サービス契約の申込ごとに1の音声通信サービス契約を締結します。この場合において、音声通信サービス契約者は、1の音声通信サービス契約につき1人に限ります。

契約者は、本サービスについて、最大5の契約を申し込むことができるものとします。

### (音声通信サービス契約申込の方法)

第7条 音声通信サービス契約の申込は、当社が指定するオンラインサインアップにより行うものとします。

(注) オンラインサインアップで、入力する情報は、登録電話番号、クレジットカード番号(クレジットカード支払いの場合)とします。

### (音声通信サービス契約申込の承諾)

第8条 当社は、音声通信サービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、音声通信サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 音声通信サービスを契約したことがあり、その契約数について当社が別に定める数を超える場合。
- (2) 音声通信サービス契約の申込をした者(以下、この条では、「申込者」といいます。)の電子メールアドレスを当社が取得できない場合。
- (3) 音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 申込者が、本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。その他当社の他の製品・サービス代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 申込者が、第15条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたことがあるとき。
- (6) 申込者が、申込にあたり虚偽の内容を提出したとき。
- (7) その他、音声通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (8) 料金表で定める提供条件の範囲を超えた場合。
- (9) 本サービスにおいて、申込をする者が、未成年であったとき

3 当社は、前項の規定により、その音声通信サービス契約の申込を承諾しない場合は、あらかじめその理由を通知します。

(音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第9条 音声通信サービス契約者が本サービスに基づいて音声通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(音声通信サービス契約者が行う音声通信サービス契約の解除)

第10条 音声通信サービス契約者は、音声通信サービス契約を解除しようとするときは、当社が指定する方法により通知するものとします。

(当社が行う音声通信サービス契約の解除)

第11条 当社は、第15条(利用停止)の規定により音声通信サービスの利用を停止された音声通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、音声通信サービス契約者が第15条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が音声通信サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、音声通信サービスの利用を停止しないでその音声通信サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、当社から連続して一定期間利用料の請求を行うことがない場合、その音声通信サービス契約を解除することがあります。

4 当社は、音声通信サービス契約者から、登録電話番号に係る携帯自動車電話設備等契約の解除、利用休止又は譲渡をした旨の通知があったとき、又はその事実を知ったときは、その音声通信サービス契約を解除することがあります。

5 当社は、前3項の規定により、その音声通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信サービス契約者にそのことを通知します。

(発信番号通知)

第12条 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、着信先が固定回線の場合は、この限りではありません。また、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、音声通信サービスがご利用頂けません。

2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知することに伴い発生する損害については、この約款中の第27条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

(その他の提供条件)

第 13 条 音声通信サービス契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

## 第 5 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第 14 条 当社は、次の場合には、その本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第 17 条 (通信利用の制限等) の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 15 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間 (その本サービスの料金その他の債務 (この約款及び料金表の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。)) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第 30 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。

(3) 前 2 号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(4) 当社が下記の通り設定した高額利用を検知したとき。

お客様の本サービスのご利用期間・ご契約お支払い方法・お支払い状況によりご利用金額が一定額を超えたことを確認した場合に、本サービスの提供を停止する利用停止目安額を設定することがあります。利用停止目安額の基準の開示・変更は出来ません。当社は、本サービスの利用停止中に、月間利用累積額の全額のお支払いが確認できたときは、本サービスの利用停止を解除します。

お支払い後、利用停止の解除までお時間をいただく場合があります。

また、当社は、ご利用になった通信事業者から料金データとは別に送られてくる高額利用に関する情報を受領した場合に、当該高額利用に関する情報に基づき、お客様の 1 日または 1 ヶ月のご利用料金が、利用停止目安額を超過している可能性があるかと判断したときは、本サービスの利用を停止します。

2 当社は、前項の規定 (ただし第 4 号を除く) により、本サービスの利用を停止しよ

うとするときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

- 3 当社は、当社と複数の本サービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての本サービスに係る本サービスの利用を停止することがあります。

(接続休止)

第 16 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の本サービスを全く利用できなくなったときは、その本サービスについて接続休止（その本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

## 第 6 章 通信

(通信利用の制限等)

第 17 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 7 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第 18 条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

(協定事業者の制約による制限)

第 19 条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、本サービスを利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第 20 条 音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

## 第 7 章 料金等

### 第 1 節 料金等に関する費用

(料金等に関する費用)

第 21 条 当社が提供する本サービスの料金を、料金表第 1 表 (料金) に定めます。

### 第 2 節 料金等の支払義務

(利用料の支払義務)

第 22 条 契約者は、当社が測定した通信時間と料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

2 契約者は、音声通信サービスに関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

### 第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 23 条 料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### 第4節 割増金及び延滞利息

##### (割増金)

第24条 契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

##### (延滞利息)

第25条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第8章 保守

##### (修理又は復旧の順位)

第26条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

##### 順位 修理又は復旧する電気通信設備

- 1 気象機関に設置されるもの  
水防機関に設置されるもの  
消防機関に設置されるもの  
災害救助機関に設置されるもの  
警察機関に設置されるもの  
防衛機関に設置されるもの  
輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの  
通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの  
電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
- 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの  
水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの  
選挙管理機関に設置されるもの

別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの  
預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの

国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）

### 3 第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

### （責任の制限）

第27条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

料金表第1表に規定する利用料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

### （免責）

第28条 当社は、この約款等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第10章 雑則

### （承諾の限界）

第 29 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第 30 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。

別記 3 に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

(契約者からの通知)

第 31 条 契約者は、第 7 条（音声通信サービス契約申込の方法）の規定に基づき登録した内容及び当社が別に定める内容に変更があったときは、その内容について速やかに当社が指定する方法により通知するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

登録電話番号に係る電話設備の契約の解除、利用休止又は譲渡、ただし、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。）に係る契約の解除を除きます。

(当社からの通知)

第 32 条 当社は、契約者への通知方法として当社のホームページへの掲示、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。

(契約者の氏名等の通知)

第 33 条 契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

(法令に規定する事項)

第 34 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第 35 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

#### 1 本サービスの提供区間等

当社の音声通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

相互接続点と当社が必要により設置する電気通信設備との間又は当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間

#### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

#### 3 本サービスにおける禁止事項

契約者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 音声通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (7) 他人になりすまして音声通信サービスを利用する行為
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふ

くそうを生じさせるおそれがある行為

- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (12) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

#### 4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

#### 5 当社が行う自営端末設備の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

#### 6 契約者に係る情報の利用

(1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又は本サービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード番号及び契約者識番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

ア 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）

イ 当社サービスの利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務

ウ 課金計算に係る業務

エ 料金請求に係る業務

オ 利用停止及び契約解除に係る業務

カ 保守又は障害対応などの取扱業務

キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務

(2) 当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。以下同じとします。）第 23 条第 4 項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、契約者に係る情報を（1）のア～キに定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。

(3) 当社の情報セキュリティ全社管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとしします。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号、以下同じとします。）第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい

ます。

当社は同ポリシーをホームページ (<https://www.freetel.jp/eshop/privacy.html>)  
において公表します。

- (4) 上記の各号の他、契約者に関する情報の取り扱いについては、ホームページ  
(<https://www.freetel.jp/eshop/privacy.html>) に定めるものとします。
- (5) 契約者は(1)～(4)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用する  
ことに同意していただきます。

## 7 新聞社等の基準

### 区分 基準

- 1 新聞社 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社  
(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを  
目的としてあまねく発売されること。  
(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
- 2 放送事業者 電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
- 3 通信社 新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙  
に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除  
きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 通則

### (料金額の表示)

- 1 本サービス契約に係る料金額の表示は税別額(消費税相当額を加算しない額をいいま  
す。以下同じとします。)を表示します。

### (利用料等の設定)

- 2 本サービス契約に係る当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせ当社が設定  
するものとします。  
ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者  
が定めた料金については、この限りではありません。

### (料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社  
が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日まで  
の間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変  
更することがあります。

### (端数処理)

5 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 契約者は、本サービス契約に係る料金をクレジットカードあるいは当社が発行する請求書により支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

7 第22条(利用料の支払義務)の規定その他この約款の料金表に定める料金の額は、この料金表に規定する税別額に消費税を加算した額とします。

ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

8 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する方法によりその旨を周知します。

## 第1表 料金

### 第1 利用料

1 音声通信サービス契約に係るもの

1-1 適用

区分 内容

(1) 利用料の適用

ア 音声通信サービスには、以下の料金プランがあります。

料金プラン	内容
-------	----

通話料いきなり半額	2 料金額 2-1に定めるものとします。
-----------	----------------------

イ 利用料の算定は、1の音声通信サービスに係る通信について、2料金額に規定する秒数までごとに行います。

(2) 通信時間の測定等

ア 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

イ 当社の設置した電気通信設備の故障等、音声通信サービスに係る利用者の責任によらな

い理由により接続を打ち切ったときは、1 - 2 (利用料) に規定する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定に含みません。

- (3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い  
当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。

## 2 料金額

### 2-1 通話料いきなり半額に係るもの

- (1) 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分	料金額 (税別)
利用料	30 秒までごとに 10 円

- (2) 外国への通信に係るもの

取扱地域	料金額 (免税)
アメリカ合衆国 (ハワイ、グアム及びアラスカを含みます)	
大韓民国	
中国人民共和国 (香港及びマカオを含みます)、	
台湾	
	30 秒までごとに 10 円

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用

- (1) 手続きに関する料金の種別

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

料金種別 内容

- |              |   |
|--------------|---|
| ア 請求書発行手数料   | お支払方法を請求書で契約の申込みをし、その請求書を発行したときに支払いを要する料金 |
| イ 督促請求書発行手数料 | 当社から督促請求書を発行したときに支払いを要する料金                |
| ウ 通話明細表示手数料  | 通話明細をお申し込みされたときに支払いを要する料金                 |

### 2 料金額

料金種別単位料金額

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 請求書発行手数料   | 1ヶ月分ごとに200円 (税抜)      |
| (2) 督促請求書発行手数料 | 1ヶ月分ごとに300円 (税抜)      |
| (3) 通話明細表示手数料  | 1契約・1ヶ月分ごと1に100円 (税抜) |

附 則

(実施期日)

この約款は、2015 年 4 月 1 日から実施します。